

# 令和5年度 高度ＩＴエンジニア確保支援補助金活用促進実施業務 提案説明書（募集要領）

## 1 本説明書について

札幌市が実施する「令和5年度 高度ＩＴエンジニア確保支援補助金活用促進実施業務」の契約候補者を選定する公募型企画競争の実施に関して、必要な事項を定める。

## 2 担当部署

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階南側

札幌市経済観光局経済戦略推進部イノベーション推進課 三幣(ミサ)・樋口(ヒグチ)

電話：011-211-2379 FAX：011-218-5130

Eメール：it.contents@city.sapporo.jp

## 3 企画競争に付する事項

### (1) 業務名

令和5年度 高度ＩＴエンジニア確保支援補助金活用促進実施業務

### (2) 業務の内容

仕様書のとおり

### (3) 履行期間

契約の日から令和6年3月15日（金）まで

### (4) 事業規模

2,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

※上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

## 4 企画提案に係るスケジュール

公募開始	令和5年5月22日（月）
質問票の受付期限	令和5年6月2日（金）
参加意向書の提出期限	令和5年6月7日（水）
企画提案書等の提出期限	令和5年6月9日（金）
プレゼンテーション審査の実施	令和5年6月15日（木）
審査結果の通知	令和5年6月中旬
契約締結	令和5年6月下旬

## 5 参加資格要件

応募者は、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領第9条第1項に規定する札幌市競争入札参加資格名簿（物品・役務）に登録されている者のうち、次の条件をす

べて満たすものとする。

- (1) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続き開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適格要件に該当しないこと。
- (5) 札幌市内に本社又は営業所等の拠点を有するものであること。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条に規定する暴力団関係事業者でないこと。

## 6 参加手続きに関する事項

- (1) 企画競争に関する質問の受付

- ア 提出期限

- 令和 5 年 6 月 2 日（金）17 時 15 分必着

- イ 提出方法

- 質問書（様式 1）により、電子メールで「2 担当部署」へ提出すること。件名は「令和 5 年度 高度 I T エンジニア確保支援補助金活用促進実施業務 質問書」とすること。

- ウ 回答方法

- 質問を受理した日から 2 日（土日・祝日を除く。）以内に札幌市経済観光局ホームページ上で回答する。ただし、質問または回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては質問者のみに対し回答する場合がある。

- (2) 参加意向書の提出

- ア 提出期限

- 令和 5 年 6 月 7 日（水）17 時 15 分必着

- イ 提出方法

- 参加意向書（様式 2）を電子メール、持参又は郵送により提出すること。

- ウ 提出先

- 「2 担当部署」と同じ。

- エ 受付時間

- 8 時 45 分から 17 時 15 分（土日・祝日を除く）

- オ 参加資格の審査

- 提出を受けた内容等から参加資格の審査を行い、参加資格を満たすことが確認できた者に対しては、その旨を電子メール、口頭等にて通知する。

- 参加資格を満たすことが確認できなかった者に対しては、その旨を文書で通知

する。なお、上記審査により参加資格を満たすことが確認できた者についても、最終的に契約候補者が選定され契約締結に至るまでの間に、下記(ア)～(ウ)の項目に該当することが判明した場合は、提案書類を受け付けず、もしくは既に提出された提案書類の評価を行わず、または契約候補者としての選定を取り消すものとする。

- (ア) 参加資格を満たしていないことが判明し、または満たさないこととなったとき。
- (イ) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (ウ) 不正な利益を図る目的で企画競争実施委員等と接触し、または利害関係を有することとなったとき。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出期限

令和5年6月9日（金）17時15分必着

イ 提出方法

下記様式について、正本1部および電子データ（正本・副本）を持参又は郵送等により提出すること。正本は下記(ア)～(エ)、副本は(イ)～(エ)の構成とする。また、正本にのみ、提案事業所の名称、事業所の所在地、代表者の記名、押印、責任者の氏名、電話番号、FAX番号を記載し、副本には、**提案事業者を特定可能な記載は行わないこと。**

- (ア) 企画提案書提出書（様式3）
- (イ) 企画提案者概要（様式4）
- (ウ) 企画提案書

自由様式、A4判片面で作成。表紙及び目次を除きページの通し番号を付すること。

(エ) 見積書

自由様式、A4判片面で作成。経費の内訳を記載、消費税等相当額も明示すること。

※提出にあたっては、一式をクリップで留めることとし、ステープラーは使用しないこと。また、特別な製本も行わないこと。

ウ 提出先

「2 担当部署」と同じ。

エ 受付時間

8時45分から17時15分（土日・祝日を除く）

(4) 参加辞退

参加意向書提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

## 7 企画提案を求める事項

企画提案書は、別紙仕様書に基づき、以下の内容について作成すること。提案は予算の範囲内で全て実施できるものとし、選択式の提案もしくは予算を超えたオプ

ション提案などによる提案は行わないこと。

(1) 説明会の企画・運営

実施体制、業務スケジュール、業務フロー、企画内容の詳細、広報手法等

(2) 事業告知用Webページ作成と参加企業の取りまとめ

実施手法、参加者目標等

(3) チラシデータの作成と広報活動

チラシのイメージ案、広報手法等

(4) アンケート実施、集計

アンケートの内容案等

(5) 追加業務

追加業務の具体的な内容、実施頻度、追加業務が本業務に与える影響等

(6) 見積書

## 8 審査

企画提案は、本市が設置する「高度ITエンジニア確保支援補助金活用促進実施業務企画競争実施委員会」において審査する。

(1) 審査基準

審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、委員会委員の評価の合計点数が高い順に契約候補者とする。総合得点が同点の企画提案書があるときは、委員会で協議の上、選定するものとする。

なお、総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者としない。また、提案者が1者であっても、最低基準点を超えたときに、契約候補者として選定する。

審査項目と配点	審査の視点
<b>1 業務執行全般【45点】</b>	
ア 業務執行体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を実施するに当たり、業務責任者が適切な経験を有し、業務を円滑に進められる必要かつ十分な体制であるか</li> <li>・委託業務の実行力を示す類似の実績があるか</li> <li>・札幌市から提案する予算の範囲内で提案しているか。また、予算の配分が適当であるか</li> </ul>
イ スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を実施するにあたり、全体のスケジュール設定が妥当であるか</li> </ul>
<b>2 企画提案内容【55点】</b>	
ア 説明会の企画・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内企業に対して高度ITエンジニア確保支援補助金の活用促進に繋がるような効果的な企画となっているか</li> </ul>
イ 事業告知用Webページ作成と参加企業の取りまとめ ウ チラシデータの作成と広報活動 エ アンケート実施、集計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報やアンケートについて、アの業務への集客や今後の事業展開に繋がる効果的な提案となっているか</li> </ul>
オ 追加業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事業の目的達成に資する具体的かつ効果的な提案となっているか</li> </ul>

## (2) プレゼンテーション審査

本市の指定する日時に、プレゼンテーション審査を実施する。

### ア 日時(予定)

令和5年6月15日（木）※時間は別途連絡する。

### イ 実施場所

オンライン開催とする。※使用ツールなどは別途連絡する。

### ウ 実施方法

(ア) 出席者は2人以内とする。

(イ) 持ち時間は25分間(提案説明15分間、質疑10分間)程度とし、本市の指定した時刻から順次行う。なお、提案者総数により質疑応答の時間は短縮する可能性がある。

(ウ) プrezentationに出席しない提案者の提案は無効とする。

(エ) 事前に提出された企画提案書に基づいて、企画提案をすること。追加資料

の配布は認めない。

- (オ) プレゼンテーションにおいて、事業者名を述べることは認めないものとする。
- (3) 選考結果の通知  
審査の結果は、速やかに提案者全員に対し、文書により通知する。

## 9 その他の留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出のあった企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書の訂正、追加、再提出は認めない。
- (4) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (5) 提出した書類等は、札幌市情報公開条例（平成 11 年 12 月 14 日条例第 41 号）の規定により、公開する場合がある。
- (6) 契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。なお、選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。また、提案の内容がそのまま契約となるものではなく、具体的な契約内容及び委託費の額は、選定後に札幌市との交渉を通じて決定する。

### 【問い合わせ先】

〒060-8611

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 15 階南側

札幌市経済観光局経済戦略推進部イノベーション推進課 三幣(ミサ)・樋口(ヒグチ)

電話：011-211-2379 FAX：011-218-5130

E メール：[it.contents@city.sapporo.jp](mailto:it.contents@city.sapporo.jp)